

第4回船員保険制度に関する懇談会資料

平成24年8月30日

厚生労働省保険局保険課

第3回 船員保険制度に関する懇談会(7月26日)における主な意見

(※事務局まとめ)

【船員保険福祉センターについて】

〈被保険者側〉

- ・船員の福祉問題を収支バランスが悪いからといって福祉センターを一挙に廃止するということであるならば強い抵抗をせざるを得ない。
- ・労働環境や生活水準、生活形態が大きく変わってきているので、すべてを昔どおり維持すべきだと主張しているのではない。
- ・利用率については、後継者が確保出来ない、あるいは船員が不足している状況で、休暇も満足に取れず、保養施設をなかなか利用できないという状況もある。また、積極的な営業をすると、周囲のホテルや旅館からクレームがくると聞いている。
- ・この場での議論の結論に従った売却をせざるを得ないなら、できるだけ早く円滑に売却をし、福祉センターを一旦閉めるとしても早期に再開するための準備をしていただきたい。

〈船舶所有者側〉

- ・被保険者、被扶養者の99.4%が利用していない、利用できなかったという平成23年度宿泊実績からみると、現在の福祉センターの状況は、費用対効果の面からも厳しく見つめ直さなければならない。
- ・拠出しているお金の生きた使い方という観点からも議論して欲しい。
- ・福祉センターのような箱物は、無線医療センターや洋上救急医療とは異なり、一旦廃止してより多くの被保険者への福利厚生ということに向かっていくべきではないか。
- ・現設備なり仕組みが途切れる期間をできるだけ短くなるように考えていかなければならない。

【船員福祉事業の在り方について】

〈被保険者側〉

- ・船員労働の特殊性という観点から、船員の福祉という問題を考えるかに関し、国が関与しないということにならないか強く懸念している。
- ・船員の福祉をもっと効率的に継続すべきだという点に関して、全く異論はない。
- ・船員の福祉は、リフレッシュして改めて乗船勤務するためのものであり、別な形での福祉の在り方をどう考えるのかということについて、船主側にも考えていただきたい。

〈船舶所有者側〉

- ・世の中が豊かになるにつれて、社会の中で船員の方が下船中にリフレッシュできるような施設がたくさんできたのではないか。そうであれば、船員の皆さんが自分の希望するところでリフレッシュしてもらう方向を一緒に考えていただきたい。
- ・福祉そのものは絶対残さなければいけないので、国で福祉センターを残せないのであれば、船員の現場の人が喜ぶようなことを考えていただきたい。

【その他】

〈被保険者側〉

- ・国が6月末まで結論を出すために、今日まで懇談会をやっていないということが問題である。

福祉センターを含む福祉事業の今後のあり方について

考えられる選択肢	考え方	問題点及び課題
<p>①民間に売却した上で引き続き独自の施設(福祉センター)を維持</p> <p>※ 具体的な施設の売却手続きについては、財務省との協議が必要。</p>	<p>○船員労働の特殊性を踏まえ、独自の福祉施設を引き続き存続。</p> <p>○船員関係の冊子やポスターの掲載を通じて、船員労働に関し、広く国民に周知し、船員の育成に繋がる広報の場が存続。</p>	<p>○船員関係者の利用状況等を踏まえると、福祉事業経費が一部の船員関係者にしか還元されない。</p> <p>○売却手続きの過程で、応札業者、落札業者が出ない可能性がある。</p> <p>○落札業者に船員施設として運営を義務づける期間が制限される。</p>
<p>②福祉センターを廃止し、特定の民間施設と代替施設としての利用契約を結ぶ</p> <p>※ これまで保養所を廃止した場合の取り扱い</p>	<p>○福祉センターにより船員のための福祉事業が定着した地域で福祉事業を継続。</p>	<p>○これまでの代替施設の利用状況は、一部の代替施設を除き、船員及び家族の利用が少ない。(別紙1参照)</p> <p>○船員労働に関する広報の場がなくなる。</p> <p>○屋外運動施設を保有する民間施設が少なく、運動施設としての機能の維持は困難となる可能性がある。</p>

考えられる選択肢	考え方	問題点及び課題
<p>③独自施設、代替施設以外の新しい福祉事業(施設利用補助金制度など)を導入</p> <p>※ 参考事例…別紙2参照</p>	<p>○より多くの船員関係者が福祉事業を利用できる仕組みが可能。</p> <p>○地域や施設に限定されず、個々のニーズに合った施設を選択する仕組みが可能。</p>	<p>○船員労働に関する広報の場がなくなる。</p> <p>※ 具体的な仕組みの詳細については、労使で議論を行って決めることになる。</p>

併せて検討すべき論点

1. 上記①から③の選択肢の相互関係をどう考えるか。

仮に、売却による独自施設の存続(選択肢①)を選択する場合、入札が不調に終わった場合にどうするか。選択肢①の手続きと併行して代替施設契約(選択肢②)又は新しい福祉事業(選択肢③)の手続きを進めることは可能か。

選択肢①～③を組み合わせて実施することは可能か。

2. 福祉事業の事業規模をどう考えるか。

①、②、③をそれぞれ選択する場合の事業規模をどう考えるか。

廃止保養所に対する代替施設利用状況（平成23年度）比較

都道府県	廃止保養所名	廃止年度	廃止直前年度利用者数 (泊数)	代替施設利用者数 (泊数)	代替施設名
徳島	小松島	6	1,021	156	かめや旅館
北海道	網走	9	174	3	網走グリーンホテル
静岡	下田	11	816	0	ペンション「ラ・チャンス」
北海道	苫小牧	13	125	1	ホテル杉田
高知	室戸	14	134	53	ホテルなはり
和歌山	白浜	14	334	0	国民宿舎しらら
岩手	大沢	16	803	2	大沢温泉
秋田	秋田	16	44	0	地方職員共済組合「みずほ苑」
石川	和倉	16	247	0	全国市町村職員共済組合連合会「フローイント和倉」
宮崎	日南	16	135	0	ホテルシーズン日南
千葉	銚子	17	(1,518) 819	404	大新
香川	坂出	17	(305) 296	55	ホテルニューセンチュリー坂出
茨城	大洗	17	(151) 75	0	大和旅館
三重	鳥羽	17	(558) 347	0	ロードイン鳥羽
鳥取	鳥取	21	(1,482) 820	1,041	境港マリーナホテル
鹿児島	指宿	21	(535) 215	8	休暇村指宿
北海道	稚内	21	(547) 170	0	小さなホテル「燈」
山口	俵山	21	(549) 516	0	菊屋旅館
愛媛	内子	21	(82) 62	0	松山東映ホテル

(注1) 比較対象の宿泊利用者数は、被保険者及び被扶養者である。(代替施設は海事関係者への利用割引を実施していない。)

(注2) 施設の廃止時点が年度末でない場合は、前年度の宿泊利用者数を用いている。

(注3) 廃止直前年度利用者数(泊数)欄の括弧内数値は、海事関係者を含む。

新しい福祉事業の参考事例

○A健康保険組合の福祉事業（旅行会社契約施設システム）

(利用施設) X旅行会社と契約を結んでいる全国約8200の旅館、ホテル、民宿、貸別荘等

(利用方法) ①利用者がX旅行会社に予約申込み(契約保養所利用申込書を提出)

②X旅行会社から健保組合に連絡

③健保組合でチェックと承認

④X旅行会社から利用者に補助金額を除いた旅行代金を案内

⑤利用者はX旅行会社に代金を支払う

(利用回数) 制限あり

(補助金額) 被保険者と被扶養者で補助金額に差を設けている

○B健康保険組合の福祉事業（利用補助金システム）

(利用施設) 旅行会社が企画した旅行や個人旅行などで使用したホテル、旅館

(利用方法) ①利用者が「保養所利用補助金申請書」に公式領収書を添付して健保組合に提出

②健保組合でチェックと承認

③健保組合から利用者に補助金を支給

(利用回数) 制限あり

(補助金額) 被保険者と被扶養者で補助金額に差を設けている。